**「大阪府私立専修学校・各種学校の設置認可等に関する審査基準」等の改正案に対する府民意見等と大阪府の考え方**

【募集期間】　令和２年１０月１５日（木曜日）から令和２年１１月１６日（月曜日）まで

【募集方法】　電子申請・郵便・ファクシミリ

【募集結果】　６名の方から６件のご意見・ご提言をいただきました。（うち公表を望まないもの１件。）

いただいたご意見・ご提言についての府の考え方は次のとおりです。

| **府民意見等の要旨** | **大阪府の考え方** |
| --- | --- |
| 審査基準の中で学校施設と他の施設のところの区分が分かりにくいし、はっきりしない。又、自己所有の建物を使用するとか等、責任・管理の所在もあいまいになっていてはっきりしない部分があり、もっとわかりやすく基準を具体性をもったように改正してほしい。 | ○「大阪府私立専修学校・各種学校の設置認可等に関する審査基準（案）」第1の７（２）において、「他の施設」とは、当該専修学校以外の施設であることを明らかにしています。○校地校舎については、自己所有によることを原則とし、賃借による場合は、学校施設に対する管理責任等があいまいになることのないよう、賃借権設定の登記等を求めるとともに、使用様態等を具体的に定めています。 |
| 大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準（案）について審査基準第１の８（１）「関係法令等を遵守し」の箇所について、削除を要望する。「法令の規定に基づいて適正に管理運営されていること」は現行の基準によってもすでに記されており、あえて加える意図が不明である。加える場合は、関係法令とは何を示すのかなど、丁寧な説明が必要である。また、大阪府私立学校審議会令和２年７月定例会において報告事項として示されている「審査基準解釈指針（案）」について、あわせてパブリックコメントを求めるべき。審査基準第１の８（１）の「関係法令の遵守」が、日本語教育機関の告示基準による専修学校の学科設置の調整を意図するのであれば、府下の専修学校へ事前の丁寧な説明を行うべきである。同解釈指針で示されている「法令の遵守」の解釈は、一自治体である大阪府ですべきではなく、文部科学省と法務省との調整を行うべき。また、近隣の都道府県と異なる解釈・運用は様々な問題を生み出すこととなる。 | ○公教育の一翼を担う私立学校の管理運営にあたって、関係法令を遵守いただくことは必要であり、今回の改正はそれを明記するものです。このことにより、恣意的解釈が生まれる余地はないものと考えます。○「大阪府私立専修学校・各種学校の設置認可等に関する審査基準解釈指針（案）」（以下、解釈指針案という）は、大阪府が「大阪府私立専修学校・各種学校の設置認可等に関する審査基準」に基づき、専修学校・各種学校の設置認可等を行う際の審査の着眼点等を明らかにするものであり、今回の意見募集の対象外です。 |
| 大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準（案）について審査基準第１の８（１）「関係法令等を遵守し」の箇所について、削除を要望する。「法令の規定に基づいて適正に管理運営されていること」が現行の基準でもすでにあり、ことさらに「関係法令の遵守」を繰り返す必要はない。またあえて加えることにより行政として他法令の恣意的な解釈の道をひらき、ひいては公権力の乱用となりかねない。あえて加えるのであれば、加える意図について、丁寧な説明が必要である。また、大阪府私立学校審議会令和２年７月定例会において報告事項として示されている「審査基準解釈指針（案）」については、改正基準と一体となったものと考えるので、今回、基準改正に合わせてパブリックコメントを求める時に示すべきであると考える。ただし大阪府において「審査基準解釈指針（案）」の策定について意図をしていないのであれば、その旨も回答をもとめる。審査基準第１の８（１）の「関係法令の遵守」が、日本語教育機関の告示と専修学校の学科設置の調整を図ることを意図するのであれば、府下の専修学校への丁寧な事前の意図説明、関係団体との調整などを行い、そのうえでパブリックコメントについても改正の概要において説明をすべき。同解釈指針で示されている「法令の遵守」の解釈は、大阪府独自のものであり、このような解釈は一自治体ですべきではなく、文部科学省と法務省との調整のもとに解釈指針を作成すべき。また、留学生を受け入れてきた学校、関係団体への丁寧なヒヤリングなどもあわせて行われるべきであり、唐突に「関係法令の遵守」の文言を加え、解釈指針を策定し、進めるべきことではない。以上の理由により、改正基準中の「関係法令の遵守」について削除を求める。 | ○公教育の一翼を担う私立学校の管理運営にあたって、関係法令を遵守いただくことは必要であり、今回の改正はそれを明記するものです。このことにより、恣意的解釈が生まれる余地はないものと考えます。○解釈指針案は、大阪府が「大阪府私立専修学校・各種学校の設置認可等に関する審査基準」に基づき、専修学校・各種学校の設置認可等を行う際の審査の着眼点等を明らかにするものであり、今回の意見募集の対象外です。 |
| 2010年頃までは留学生は漢字圏国籍の学生が多く、大学や専門学校等に進学できるレベルである日本語能力試験N2に到達できない留学生は少なかったが、2016年以降はベトナムをはじめとする非漢字圏国籍の学生が多数を占めてきており、日本語教育を行う先生方も非漢字圏学習者向けの指導には苦労をされてきた。漢字圏学習者と同時間数で、非漢字圏学習者をN２レベルに到達させるには、まだ教授法等も完全に確立されているとは言えないのではないか。そのような中、当校では、日本語学科卒業後に、大学や専門学校等で必要な日本語能力に到達させ、留学生が次の進路を実現できるよう、サポートを行ってきた。今回の改正の背景には、一部、学生管理の徹底が不十分で看過できないような事象が発生していること等から、出入国管理及び難民認定法の趣旨を逸脱するので、その設置を認めないと記載されているのではないかと推察するが、告示機関でない学科に在籍する留学生については出席率が5割を下回っても入国管理局に報告の義務はないが、告示機関の留学生と同様に適正な在籍管理を行い、留学生30万人計画達成の受け皿の一助を正しく担ってきた自負がある。唐突に、日本語教育またはこれに類する教育を行う専修学校・各種学校の設置については、出入国管理及び難民認定法の趣旨を逸脱するものであるとの表現は、あまりにも性急である。まずは告示機関と同様の入国管理局への報告義務等も課すことを要望する。 | ○解釈指針案は、大阪府が「大阪府私立専修学校・各種学校の設置認可等に関する審査基準」に基づき、専修学校・各種学校の設置認可等を行う際の審査の着眼点等を明らかにするものであり、今回の意見募集の対象外です。○なお、留学生が専ら日本語の教育を受けようとする場合、当該教育機関は法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関でなければならないとされていることから、告示されていないにもかかわらず専ら日本語教育を行う専修学校・各種学校の課程については認めない方針であることをお示ししたものです。 |
| 告示機関に在籍できる期間を超えて、告示機関でない教育機関で日本語学習を目的として在留する留学生が在留しているのは事実だが、その年限を超えたことだけをもって直ちに趣旨を逸脱しているといってよいものか。平成28年以降、ベトナムをはじめとする非漢字圏の国籍の学生が増加し、日本の高等教育機関で学びたい、日本の技術を身につけ社会に貢献したいと強く願いながらも告示機関での学習で大学等に進学できるレベルであるN2に到達できない留学生も増えてきているが、その多くは告示機関でない学校でさらに学ぶことで、大学等に進学し自らの目標達成に向けて頑張っている。おそらく改正の趣旨は、告示機関でない一部学校で在籍管理等、学生の指導が十分でなく、入管法の趣旨を逸脱するような事象が生起していることから、今後、日本語教育を行う専門学校等が増えると、同様の事象が増え、出入国管理行政の信頼性を損なうことを懸念されているからと推察するが、問題は入国管理局への報告義務がないことで留学生の在籍管理を怠っていることにあるのではないか。あらゆる法令を遵守すべき学校において、そのようなことはあってはならない。そのような学校が認可されないのは当然だが、そうした学校があるからといって、専修学校等での新たな日本語学習課程を認めない（既存課程の定員増を認めない）ことは性急ではないか。必要なのは、留学生が在籍する専門学校等で在籍管理をしっかり行うことであり、学校設置や認可にあたっては、それが適正に行える体制がとられているかを確認することにあるのではないか。 | ○解釈指針案は、大阪府が「大阪府私立専修学校・各種学校の設置認可等に関する審査基準」に基づき、専修学校・各種学校の設置認可等を行う際の審査の着眼点等を明らかにするものであり、今回の意見募集の対象外です。○なお、告示機関でない教育機関において日本語の教育を受けることを目的として在留することは、出入国管理及び難民認定法に反するものと考えます。※参考（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（抜粋））法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動六　申請人が専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関であること。 |